

【供給量】

1. 登録事業者及び塩事業センターによる供給量

(単位:千トン)

	平成9年度 (1997)	平成10年度 (1998)	平成11年度 (1999)	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)
国内産	1,329	1,293	1,327	1,374	1,358	1,282	1,263	1,225	1,227	1,166
外国産	8,292	7,550	8,097	8,157	7,441	7,595	7,747	8,251	8,283	8,074
合計	9,622	8,844	9,423	9,531	8,799	8,877	9,009	9,476	9,510	9,240

	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
国内産	1,138	1,132	1,095	1,122	978	925	929	928	938	928
外国産	8,001	7,570	7,000	7,469	7,066	6,720	7,063	7,129	6,845	6,789
合計	9,139	8,702	8,096	8,592	8,044	7,646	7,992	8,057	7,783	7,717

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
国内産	926	929	903	874	855
外国産	7,234	7,296	7,094	6,829	7,544
合計	8,160	8,225	7,997	7,702	8,400

出典:財務省「塩需給実績」

- * 単位未満四捨五入のため不突合を生じる場合があります。
- * 「国内産」は財務大臣の登録を受けた事業者による国内製造数量です。
- * 「外国産」は財務大臣の登録を受けた事業者及び塩事業センターによる輸入数量です(輸入された塩をもとに登録事業者により製造された塩を含みます)。

2. 特殊用塩及び特殊製法塩の製造、輸入数量

(単位:千トン)

	平成9年度 (1997)	平成10年度 (1998)	平成11年度 (1999)	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)
特殊用塩製造数量	45	41	39	38	39	47	52	45	45	47
特殊用塩輸入数量	22	48	74	91	124	14	17	23	42	27
特殊用塩計	67	89	113	129	163	60	69	67	87	74
特殊製法塩製造数量	143	140	151	146	177	207	182	150	187	190
合計	211	228	264	275	340	268	250	217	274	264

	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
特殊用塩製造数量	38	35	44	44	41	103	69	76	66	85
特殊用塩輸入数量	17	20	34	25	30	37	36	24	26	19
特殊用塩計	55	54	78	69	71	140	105	100	92	104
特殊製法塩製造数量	208	209	195	341	222	207	210	215	202	187
合計	263	264	273	410	293	347	315	315	294	291

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
特殊用塩製造数量	84	80	86	69	87
特殊用塩輸入数量	20	16	9	20	20
特殊用塩計	104	96	95	89	108
特殊製法塩製造数量	178	172	172	145	176
合計	282	268	267	234	284

出典:財務省「塩需給実績」

- * 単位未満四捨五入のため不突合を生じる場合があります。
- * 特殊用塩、特殊製法塩の製造数量には、1. の国内産または外国産の塩を受け入れて製造された塩を含みます。

「特殊用塩」とは、用途又は性状が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩をいいます。

- ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
- ②試薬塩化ナトリウム
- ③細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
- ④銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩
- ⑤亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
- ⑥塩化ナトリウムの含有量が100分の60以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
- ⑦販売先を限定して試験的に販売される塩であって1年間の販売数量が100トン以内のもの

「特殊製法塩」とは、製造の方法が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩(「特殊用塩」に該当するものを除く)をいいます。

- ①塩以外の物を製造する過程又は廃棄物を処理する過程において副産物として得られた塩(食用に供されるものを除く。)
- ②平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造(加工を除く。)した塩(①に掲げるものを除く。)
- ③他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、香辛料、にがり、添加物(食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号)別表第1に掲げるもの、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第1項 に規定する既存添加物名簿に記載されているもの及び食品衛生法 (昭和22年法律第233号)第4条第3項に規定する天然香料をいう。)又はごま、こんぶその他の食品が混和されたもの
- ④他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、乾燥剤、固結防止剤又は還元剤が混和されたもの(食用に供されるものを除く。)